

網 領

- 一、常任理事
- 二、理事
- 三、代議員

第十條 但し常任理事の必要に依り常任幹事及書記を置く  
會計部には特に會計監督を置く

第四章 維持

第十一條 本聯盟維持費を別ちて左の二種とす

- 一、會費
- 二、寄附金

但し會費は一ヶ月一人に付金拾錢とす

第五章 附則

第十二條 本聯盟は別に細則を定む

日本労働聯盟

切取線

申 込 書

私事貴聯盟の網領及び規約に賛成し加盟申込候也

大正 年 月 日

現在所

就職工場

職業

氏名

年

月

日生

印

日本労働聯盟御中